

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
第 16 章 施工管理基準 p.38	<p>16-5-1-8 工事写真の整理方法</p> <p>工事写真の整理方法は次によるものとする。</p> <p>(1) 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 写真フィルムの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、「16-5-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p>	<p>16-5-1-8 工事写真の整理方法</p> <p>工事写真の整理方法は次によるものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出するものとする。なお、「提出頻度」記載事項は、デジタルカメラを使用した場合に該当しないものとする。</p> <p>(4) 写真フィルムの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、「16-5-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p>	文言の追加

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和2年5月改定)

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考